

地方公共団体における人権教育事業の実施状況に関する調査研究  
事例調査票

様式2

(財)人権教育啓発推進センター

実施自治体・担当課（連絡先）	岡山県教育庁人権・同和教育課指導班 電話：（086）226－7612
----------------	---------------------------------------

1. 概要

事業名	「人権の世紀21おかやま」推進事業 広域化人権教育推進支援事業 人権教育市町村サポート事業
主催（共催）	岡山県教育委員会
実施年月日・実績等	○広域化人権教育推進支援事業(3事業) ○人権教育市町村サポート事業 ・人権教育推進委員会等推進事業（46市町村78事業） ・人権教育指導者養成講座開設事業（27市町村28事業） ・人権教育自立促進事業(21市町67地域) ・人権教育交流活動事業(23市町58地域) ・社会教育関係団体人権教育研修事業(64市町村82団体) ・社会教育施設等学習機会提供事業（3市35施設） ・人権学習機会提供事業（16市町19事業）
*回数・参加人数・作成部数等	
開催場所	市町村
対象	県民
人権課題	人権全般

2. 事業内容

(1)事業の目的 ○広域化人権教育推進支援事業 合併協議会を設置している市町村における広域の実行委員会、又は合併後初年度の市町における市町村教育委員会に、人権教育を推進する事業を委託(2年間)することにより、人権に関する学習機会の提供や広域の人権教育推進体制の整備等に円滑に取り組むことができるようにし、もって合併後の市町における総合的な人権教育を推進する。 ○人権教育市町村サポート事業 市町村が総合的な人権教育を推進していくために行う事業に要する経費の一部を県が補助し、住民の人権尊重の精神の高揚を図る。
--

(2)事業概要

○広域化人権教育推進支援事業  
市町村合併協議会を設定している市町村における3実行委員会に委託した。  
1事業主体につき200万円を上限に支援する。主な内容としては、合併する広域の住民に対して、偏見や差別解消に向けての相互理解を目的とした交流活動や様々な人権課題についての講演会等を開催している。  
○人権教育市町村サポート事業  
実施主体は市町村であり、必要な経費のうち、1市町村当たり1,000万円を上限として、予算の範囲内で補助金を交付している。(補助率は、2分の1)  
・人権教育推進委員会等推進事業  
市町村中学校区の地域を単位として設置される人権教育を推進するための推進委員会等の活動。  
・人権教育指導者養成講座開設事業  
市町村が開設する指導者養成講座の開設。  
・人権教育自立促進事業  
市町村が実施する人権問題にかかわり教育上の配慮を必要とする幼児・児童・生徒の自立支援を図るための学習会の開催。  
・人権教育交流活動事業  
市町村が実施する人権問題にかかわる住民相互の理解と差別意識の解消を目指した交流活動の実施。  
・社会教育関係団体人権教育研修事業  
市町村が実施する社会教育関係団体を対象とする研修会等の実施。  
・社会教育施設等学習機会提供事業  
市町村における公的な施設等が実施する人権にかかわる学習機会の提供。  
・人権学習機会提供事業  
市町村及び市町村が設置する実行委員会が実施する人権にかかわる学習機会の提供。

(2)-1 連携状況

市町村及び実行委員会等が事業主体であるが、補助や委託を通して、県下の人権教育の推進に寄与することができた。

(2)-2 特色・工夫した点(広報の方法も含む)

2年間の委託事業である広域化人権教育推進支援事業の3年目からの支援として、人権教育市町村サポート事業の中の「社会教育施設等学習機会提供事業」と「人権学習機会提供事業」の2事業で対応できるようにした。

(3)参加者の反応・事業の反響等

市町村のそれぞれの取組を、人権教育市町村サポート事業の中の7事業から選択して補助申請できることから、市町村が実施する様々な人権教育の取組に幅が出てくるようになり、概ね好評である。

(3)-1 反省点・今後の課題

それぞれの旧市町村がこれまで取り組んできた人権教育推進のための事業が、平成16年度からの市町村合併に伴い、どう再構されていくかという点。